

藍住町町制施行70周年記念協賛事業募集要項

1 趣旨

藍住町は、令和7年4月29日に町制施行70周年を迎えます。

これを記念して、令和7年度は町民の皆さんとともに70周年を祝い、一緒に盛り上げてまいりたいと考えています。

この取組の一環として、町民や町の協会加盟団体等が主催する事業で、多くの町民の皆さんの参加が見込まれ、地域の活性化につながる事業を「藍住町町制施行70周年記念協賛事業」として募集します。協賛事業に承認された事業は、「藍住町町制施行70周年記念協賛事業」の冠称や「藍住町マスコットキャラクターあいのすけ」及び「藍住町ブランドロゴ」の使用、その他各種支援を受けることができます。

事業の開催を予定される方で、本趣旨に賛同いただける場合は、次の事項にご留意の上、ご応募ください。

2 対象事業

令和7年5月1日から令和8年2月28日までの期間内に、町の協会加盟団体又は町内に活動の拠点を置く町民、団体、事業者が主催する事業で、藍住町町制施行70周年を広くPRできる事業。

ただし、次のいずれかに該当する場合は対象事業から除外します。

- (1) 特定の個人を対象とするもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 特定の政治、宗教、思想等の活動を目的とするもの
- (4) 町の名誉を傷つけ、または信用を失墜するもの
- (5) その他町が不適切と認めたもの

3 支援内容

協賛事業として承認された事業については次のような支援を受けることができます。

- (1) 「藍住町町制施行70周年記念協賛事業」の名義使用
- (2) 「藍住町マスコットキャラクターあいのすけ」「藍住町ブランドロゴ」の使用
- (3) 広報あいずみ、町ホームページ、町公式LINE、藍メール等による事業のPR
- (4) 藍住町町制施行70周年に関連する名入れ景品の提供（上限300個）

※名入れ景品はご用意でき次第の提供となり、事業の開催時期によってはご提供できない場合がありますのでご了承ください

※300個以上必要な場合は、事務局（藍住町企画政策課）にお問い合わせください。

※数に限りがあるため、なくなり次第景品の提供は終了となりますのでご了承ください

ください。

※補助金・助成金等の経済的支援は行いません。

4 申請方法

(1) 申請の受付 令和7年4月1日から令和8年1月31日まで

(2) 申請の方法 「藍住町町制施行70周年記念協賛事業承認申請書」(様式1)に必要な書類等を添えて提出してください。

※役場へ直接持参していただく場合は、役場3階企画政策課へお越しください(土・日・祝日を除く)。

5 承認手続

事業の内容を審査し、「藍住町町制施行70周年記念協賛事業承認(不承認)通知書」(様式2)により、申請者に結果を通知いたします。また、承認した事業が対象事業の条件に反することや、申請の内容に虚偽があることが判明した場合は、承認を取り消すことがあります。

なお、承認後に申請事業を変更・中止する場合は、速やかにご連絡ください。

6 実施報告

協賛事業が完了したときは、事業完了後30日以内に「藍住町町制施行70周年記念協賛事業実施報告書」(様式3)に必要な書類を添えて報告してください。

7 その他

町が指定するオンラインシステムを通じて申請や実施報告を行った場合は、規定の様式による提出が行われたものとみなします。

8 申請・問い合わせ先

〒771-1292

徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1

藍住町企画政策課 (庁舎3階)

電話：088-637-3124

FAX：088-637-3155

メール：kikaku@aizumi.i-tokushima.jp